

高齢者活躍よりあいどころ事業費補助金対象団体の募集について

★高齢者の社会参加、介護予防及び健康づくりを推進するため、市内で高齢者が寄り合い、生きがいをもてる活動を行う拠点（以下、「よりあいどころ」という。）を運営する法人又は団体に対して支援を行います。

＜補助メニュー＞

- ① **運営費補助金** よりあいどころの運営のための費用を補助します。
- ② **整備費補助金** よりあいどころの立上げ及び充実のための費用を補助します。

補助対象団体 以下の①及び②の全てを満たす団体が、補助の対象となる団体です。

①上記の趣旨・目的に合致すると認められる拠点（よりあいどころ）を市内で運営する法人又は団体（団体は、原則として、長浜市社会福祉協議会にボランティア登録をした団体とする。）

②補助金申請時において納期限が到来している市税に未納がないもの

★長浜市地域介護予防通所活動支援補助金の交付を受け、又は受けようとする者は、当該年度について補助金対象外とします。

補助要件

- i. 高齢者が気軽に集い、個々の能力を生かした活動等を継続して行うことにより、高齢者が活躍できる事業を実施すること。
- ii. 事業実施地域の自治会、地域づくり協議会等との連携を重視した運営が行われること。
- iii. 事業は、原則として、1回につき2時間以上で週1回程度かつ年間40回以上実施すること。
ただし、事業を開始する初年度等、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。
- iv. 事業は、原則として、毎回、高齢者5人以上で実施すること。
- v. 事業の運営にあたっては、職員が常駐する等適切な人員配置が行われること。
- vi. 政治的・宗教的活動を主目的とするものでないこと。

■運営費補助金

補助限度額

- (1) 1回 5,000円
- (2) 毎回の参加人数が概ね20人以上の場合は、1回当たり1,000円を加算する。
- (3) 毎回の事業時間が概ね4時間以上の場合は、1回当たり1,000円を加算する。

※補助対象事業は、週3回を限度とする。

補助率

2分の1

補助対象経費

よりあいどころの運営に必要な経費（人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料、通信運搬費、保険料、手数料、使用料、備品購入費等）

■整備費補助金

補助限度額

補助上限額 100,000円

※1事業につき、3会計年度に1回とする。

補助率

2分の1

補助対象経費

よりあいどころの実施に必要な備品等にかかる購入費及び修繕費

手続き方法

提出先：長浜市役所長寿推進課（市役所1階）

長浜市八幡東町632番地 TEL0749-65-7789

提出書類：交付申請書、事業計画書、収支予算書（抄本）、完納証明書（または同意書）、参加者募集チラシ等 **R7追加**

※運営費補助金初回申請時のみ①事業の実施場所のわかる図面、②事業実施施設の概要がわかる書面（写真、配置図、平面図等）、③補助申請者の概要がわかる書類を添付すること。

※整備費補助金については、①備品等の概要がわかる資料（カタログ、写真等）、②備品等の費用の概要がわかる書類（見積書等）を添付すること。